

国際課税委員会（第24回）の概要

11月27日、経団連会館で、第24回の『国際課税委員会』が開催されました。テーマは、BIAC 会合出張報告・筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 青山慶二副委員長、移転価格税制と寄附金（仮題） ユナイテッド・パートナーズ会計事務所代表取締役 西村善朗委員、日本企業の海外子会社からの利益送金（仮題）一橋大学大学院経済学研究科教授 田近栄治副委員長から報告いただきました。報告の概要は次の通りです。（資料別添）

1、BIAC 会合出張報告 青山慶二副委員長（詳細は別添資料参照）

2008.10.30～31日、BIAC Tax Committee (TC)が開催され、日本側委員として出席した。OECD プロジェクトのアップデートとして、PE 帰属利得（7条改訂コメントリー、新7条の問題）、租税条約関連（新7条、無差別条項、集会的投資ビークル等がある。移転価格関連では、事業再編成との関連、比較可能性の問題、利益法が取り上げられた。（以下略）

2、移転価格税制と寄附金、西村善朗委員 資料別添

国内 TP と寄附金税制、つまり、措置法 66 の 4 、 22 条 と国外 TP : 措置法 66 の 4 とを体系的に整理する必要があるのではないかと考えている。

具体的には、国外移転所得の税務調査否認後の調整手段として、Before Tax ベースの調整である事後的価格調整を認めても良いのではないか。移転価格の趣旨は、調査年度以後 ALP で取引することを誘導するものであり、調査時の差異を一時差異として国内法レベルで認識できないか、ということである（添付 PP 資料 P5）。現在の相互協議を通じた調整は、ハンカチ落としのように CASH の裏付けのない課税所得だけ日本企業に落とされて、税金を負担して、その支払った税金の一部が外国税の還付、もしくは、日本の税金の還付という形で還付されるのを、時間のかかるプロセスを通じて待っている状況であり、その間の資金拘束について、相互協議が成立、不成立に関わらず、企業負担が大きいという問題がある（添付 PP 資料 P2～P4）¹。それを、税務否認後・相互協議前に、会社の判断のみで Before Tax の ALP 売上への別表上、売上修正として加算留保ができれば良いと考えている。相手国において、価格調整後の状況で相互協議持込むことになるが、移転価格事務運営要領 2-20（価格調整金等がある場合の留意事項）を参考材料に、当該価格調整の有無が相手国の相互協議に与える重要な影響は説明責任を果たせば問題解決は可能ではないか。企業経営の

¹ 国外移転所得の国内資金還流についても任意とされていて義務化されておらず、還流しなかった場合には、当該課税所得の有税償却と同じような状況を作り出してしまう。

視点から、相手国から、国外移転所得について現金の返金を受けることが重要であるにも関わらず、それが実務で履行されていないことが問題である。例えば、ホンダの事例のように国外関連者に対する経営支配権が十分でない 50%保有の中国国外関連者との対应的調整対象は、現実的には税額部分だけではないか。また、仮に、国外移転所得部分の送金に関する権利・義務を未収・未払として相手国企業に要請することができた場合でも、反対されるリスク、受け入れられるが返済資金がない等の問題がある。提案した方法による場合には、売上修正として加算留保したものについて、相互協議成立後、相手国企業から送金を受けて、会計上、雑収入に計上した合には、減算留保することになる。

ALP の Pricing において、無形資産、役務提供というものが移転価格対象資産・役務提供・価値に貢献しているという話であれば、事業支出という視点ですべて損金性ある取引であるとした方が自然ではないか。短期的に、寄附金のような顔をした支出でも、長期的に見たら将来の企業価値向上のために貢献する種蒔き支出というのは実務上多く存在する。ビジネスを行っている上で、反体給付を全く求めない支出というものはないと思う。事業のため支出したものは、税務上損金、又は繰延資産と処理するのが合理的ではないか。企業支援に関する寄附金課税のようなものを辞めてしまうという案については、ALP Pricing の視点からは Make Sense することだと思っている。また、「役務提供」取引がそうであるように、国外取引の Pricing が国内取引の Pricing に影響を与えることになるので、22 条の問題を含めて、価格調整の方法を総合的に整備した方が良いのではないか。

西村委員の問題提起に対して種々議論が行われた。

3、日本企業の海外子会社からの利益送金 田近栄治副委員長 資料別添

経済産業省の統計を分析すると、日本企業の子会社の利益率は親会社のそれより極めて大きいことがわかる。親会社は子会社から配当を還流させる動機は、親会社の配当に使うためであるとの仮説が実証された。(以下略)

文責 森信茂樹